

# 商品概要説明書

## 担い手応援ローン

(平成 25 年 3 月 25 日現在)

商品名	担い手応援ローン																											
ご利用いただける方	<p>以下の条件をすべて満たす方とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当 J A の組合員（正組合員，准組合員）であり，農業を営んでいる方または農業に従事している方。</li> <li>○ J A での税務対応支援（決算書作成支援）等を受けている方。（以下のとおり）</li> </ul> <table border="1" data-bbox="300 506 1385 1160"> <thead> <tr> <th data-bbox="300 506 746 595">J A の税務対応支援</th> <th data-bbox="751 506 954 595">白色申告</th> <th data-bbox="959 506 1166 595">青色申告 (10 万控除)</th> <th data-bbox="1171 506 1385 595">青色申告 (65 万控除)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="300 602 746 685">① J A（青申会含む）において， J A 外取引まで記帳代行実施</td> <td data-bbox="751 602 954 685">×</td> <td data-bbox="959 602 1166 685">○</td> <td data-bbox="1171 602 1385 685">○</td> </tr> <tr> <td data-bbox="300 692 746 775">② J A（青申会含む）で決算書作成指導を実施している</td> <td data-bbox="751 692 954 775">×</td> <td data-bbox="959 692 1166 775">○</td> <td data-bbox="1171 692 1385 775">○</td> </tr> <tr> <td data-bbox="300 781 746 981">③ J A（青申会含む）が臨時税理士の資格保有・顧問税理士の雇用・提携する税理士の紹介等を行っており，当該税理士等を利用している場合</td> <td data-bbox="751 781 954 981">×</td> <td data-bbox="959 781 1166 981">○</td> <td data-bbox="1171 781 1385 981">○</td> </tr> <tr> <td data-bbox="300 987 746 1070">④ 上記①～③に該当せず，税理士法 33 条の 2 による書面添付</td> <td data-bbox="751 987 954 1070">×</td> <td data-bbox="959 987 1166 1070">○</td> <td data-bbox="1171 987 1385 1070">○</td> </tr> <tr> <td data-bbox="300 1077 746 1160">⑤ 上記のいずれにも該当しない場合</td> <td data-bbox="751 1077 954 1160">×</td> <td data-bbox="959 1077 1166 1160">×</td> <td data-bbox="1171 1077 1385 1160">×</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 原則として，直近三期分の税務申告書類の提出が可能である方。</li> <li>○ 原則として秋田県農業信用基金協会の保証が受けられる方。</li> <li>○ 信用状況に不安のない方。 ※ 信用状況に不安のないとは，信用事業の支払延滞，経済事業の所定の期日経過後の未払金および共済掛金の未払金等がなく，かつ秋田県農業信用基金協会の求償債務者でないことなどをいいます。</li> <li>○ その他当 J A が定める条件を満たしている方。</li> </ul>				J A の税務対応支援	白色申告	青色申告 (10 万控除)	青色申告 (65 万控除)	① J A（青申会含む）において， J A 外取引まで記帳代行実施	×	○	○	② J A（青申会含む）で決算書作成指導を実施している	×	○	○	③ J A（青申会含む）が臨時税理士の資格保有・顧問税理士の雇用・提携する税理士の紹介等を行っており，当該税理士等を利用している場合	×	○	○	④ 上記①～③に該当せず，税理士法 33 条の 2 による書面添付	×	○	○	⑤ 上記のいずれにも該当しない場合	×	×	×
J A の税務対応支援	白色申告	青色申告 (10 万控除)	青色申告 (65 万控除)																									
① J A（青申会含む）において， J A 外取引まで記帳代行実施	×	○	○																									
② J A（青申会含む）で決算書作成指導を実施している	×	○	○																									
③ J A（青申会含む）が臨時税理士の資格保有・顧問税理士の雇用・提携する税理士の紹介等を行っており，当該税理士等を利用している場合	×	○	○																									
④ 上記①～③に該当せず，税理士法 33 条の 2 による書面添付	×	○	○																									
⑤ 上記のいずれにも該当しない場合	×	×	×																									
資金使途	<p>【個人】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農業生産に直結する運転資金</li> </ul> <p>【法人等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農業経営に必要な運転資金</li> </ul>																											
借入金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1,000 万円以内とし，所要額以内とします。</li> <li>※ 本ローンを複数回ご利用いただく場合，残高合計が 1,000 万円を超えることはできません。</li> </ul>																											
借入期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1 年以内とします。</li> <li>○ ただし，契約更新をされた場合，引続きご利用いただくことも可能です。</li> </ul>																											
借入利率	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当 J A 所定の利率といたします（変動金利）。詳細については，当 J A の融資窓口にお問い合わせください。</li> </ul>																											
借入方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 次のいずれかよりご選択いただけます。</li> <li>① 手形借入</li> <li>② 当座借越（貯金型）</li> </ul>																											
返済方法	<p>【貸付方式①の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 元金返済は，原則として期日一括償還とします。</li> </ul>																											

	<p>○ 利息のお支払いは、原則として一括前取りとします。</p> <p>【貸付方式②の場合】</p> <p>○ 元金返済は、ご入金都度の借越残高がなくなるまでのご返済とします。</p> <p>○ 利息のお支払いは、毎年2月と8月の当JA所定の利息決算日に貯金口座から回収、または貸越元金に組み入れます。</p>
担保	○ 原則として、担保は不要ですが、秋田県農業信用基金協会と協議のうえ設定させていただくこともあります。
保証	<p>○ 原則として秋田県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。</p> <p>○ 保証機関が必要と認めた場合には、連帯保証人を求める場合がございます。</p>
保証料	○ 秋田県農業信用基金協会所定の料率・方法により、お支払いいただきます。
手数料	○ 手数料については無料です。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○ 苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支所または金融共済部（電話：0185-25-4225）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、秋田県農業協同組合中央会が設置・運営する秋田県JAバンク相談所（電話：018-864-2030）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○ 紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部または秋田県JAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>仙台弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記秋田県JAバンク相談所にお申し出ください。）</p>
その他	<p>○ お申込みに際しては、当JA、および原則として秋田県農業信用基金協会において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、予めご了承ください。</p> <p>○ 現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。</p>

JA秋田みなみ